

令和7年度から町税の納め方が変わります

●問い合わせ／税務課

- ▷町道民税・森林環境税に関すること：課税係
- ▷固定資産税・都市計画税に関すること：資産税係
- ▷納税相談・口座振替に関すること：収納係

令和3年9月1日、国は自治体情報システムの標準化および共通化の取り組みを推進するため、『地方公共団体情報システムの標準化に関する法律』を施行しました。

これに伴い厚岸町では、令和7年度からの町税の納付方法を『集合税方式』から、全国標準となる『単税方式』に変更し、納付回数および納付月が変わります。

なお、令和7年度から、納付通知書および納付書を各税目ごとに送付するほか、税目ごとに口座振替の登録が可能になります。

集合税方式とは

複数の税目をあわせて納付する方法で、厚岸町においては『町道民税』『固定資産税』『都市計画税』をあわせて納付していただいています。

単税方式とは

各税目ごとに納付する方法で、『森林環境税(国税)』は令和6年度から『町道民税』とあわせて納付していただいております。『固定資産税』『都市計画税』はあわせて納付していただきます。

令和7年度からの納付回数および納付月

納付月 ＼ 税目	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	納付回数
町道民税 森林環境税		1期		2期		3期			4期	4回
固定資産税 都市計画税	1期		2期		3期			4期		4回

※町道民税・森林環境税の最終納期は1月までで、これまでに比べ1カ月遅くなります

※固定資産税・都市計画税の納付開始は5月からで、これまでに比べ1カ月早くなります



気になる点についてお答えします。



『町道民税・森林環境税』は、勤務先から給与天引きされていますが、変更はありますか？



勤務先から給与天引き(特別徴収)されている人の変更手続きはありません。納付書または口座振替で納めている人が対象となります。



現在、口座振替の登録をしていますが、新たに変更の手続きは必要ですか？



手続きは必要ありません。ただし、税目ごとに口座を分ける場合は、別途手続きが必要です。